

3. いじめ防止基本方針 抜粋

I いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

- ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること
- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること
- ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

(2) 平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底すること
- ウ 児童一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

II いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめの防止等のための組織等

- ア 「いじめ問題対策チーム」の設置（4月中 市教委報告）
- イ 個別案件対応班（緊急対策会議）の開催

(2) いじめの防止等のための施策等

- ア いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備
- イ Q Uアンケートの実施（7, 11月）
- ウ いじめの問題に係る教員研修の実施
- エ S S W（スクールソーシャルワーカー）、S C（スクールカウンセラー）の活用

III いじめの未然防止

- (1) わかる授業づくり
- (2) 道徳教育や人権教育等の充実
- (3) 規範意識の育成

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組
- (5) 児童会・生徒会などが中心となる取組
- (6) 体験活動を取り入れた取組
- (7) 家庭や地域と連携した取組 (非行被害防止講座の実施 等)

IV いじめの早期発見

- (1) 小さなサインを見逃さない取組
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 学校で分かるいじめ発見のポイント
- (5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

P 9 6 ・ 9 7 参照

V いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに『いじめ問題対策チーム』に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得る。

学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には徹底して被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下毅然とした態度で指導する。

また、被害児童生徒、加害児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、まわりではやしたてたりしていた児童生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめに対する組織的対応

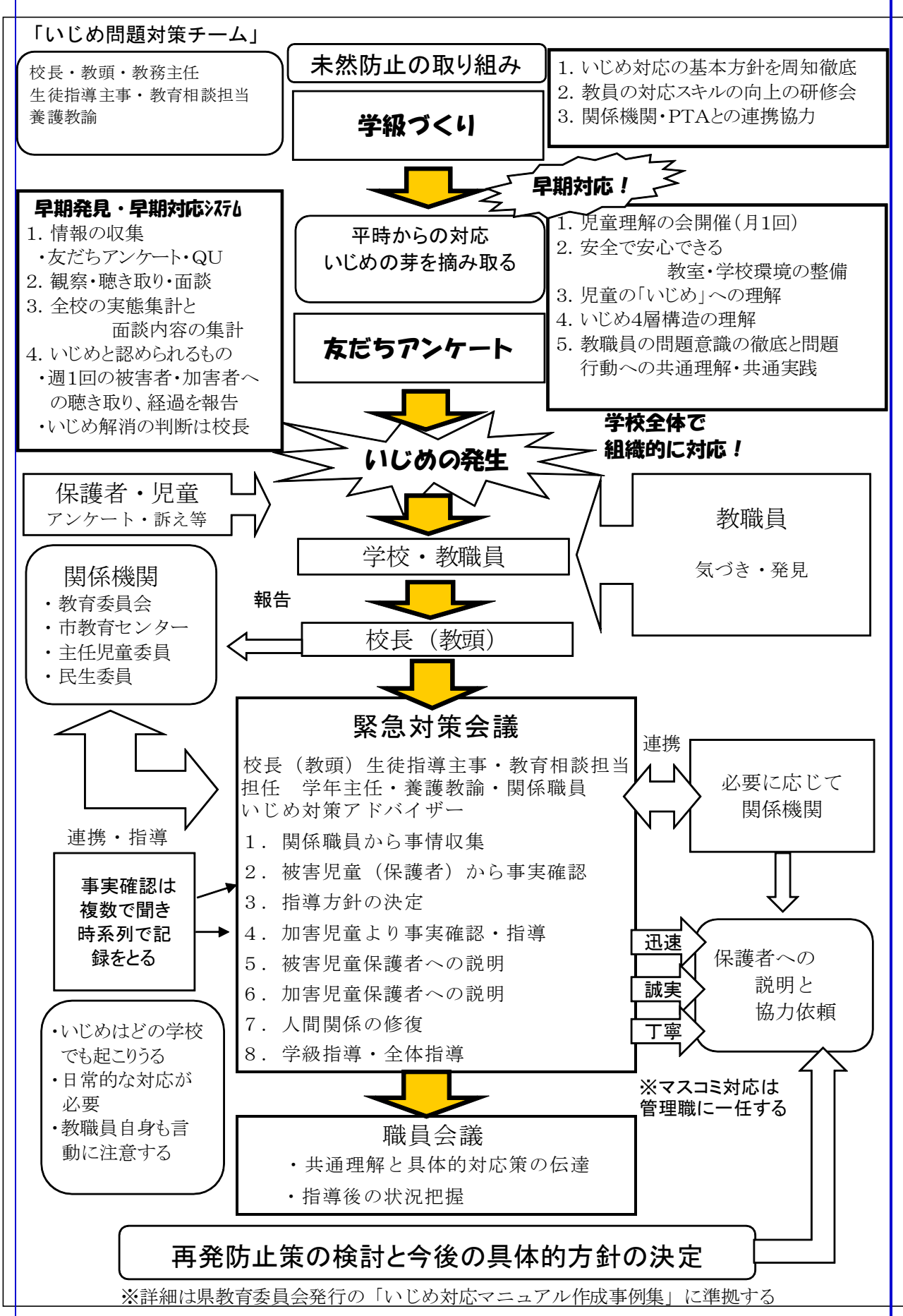
① いじめ問題対策チーム（常設）について

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」においていじめの防止等のため取り組みに係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

② 個別案件対応班（緊急対策会議）について

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

④ いじめ問題に対する校内体制



(2) 児童や保護者への対応

- ア いじめられている児童への対応
- イ いじめている児童への対応
- ウ いじめが起きた集団への働きかけ
- エ いじめられている児童の保護者への対応
- オ いじめている児童の保護者への対応

(3) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3カ月は続いていること。ただしいじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合には「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

VI インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・一つの行為がいじめの被害者のとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及

び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

(4) 削除依頼等の手順について

ネットいじめ等被害時の対応手順

掲示板にいじめ等の内容を書き込まれた

掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する



直接

警察・法務局に相談する

掲示板の管理者に削除を依頼する

管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する

VII 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

(2) 保護者の責務等

VIII 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行うこととする。

(1) 重大事態について

(2) 重大事態発生の報告

(3) 重大事態の調査

(4) 調査結果の提供及び報告

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

<学校・家庭で分かるいじめ発見のポイント>

○いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	○グループわけで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※ふまじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたづらをされる ○グループで食べる時、席を離している	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○その子どもが配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる	○視線をあわさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたづら書きされる ○持ち物、靴、傘等が隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

<家庭でわかるいじめのポイント>

○いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭の様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

観察の視点（特に、変化が見られる点）

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よく怪我をしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気など身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」など自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに關心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

『いじめ防止基本方針』～いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり～

（令和5年4月 能美市立粟生小学校）

より 抜粋